

第6期久留米市障害福祉計画

第2期久留米市障害児福祉計画

【案】

令和3年度（2021年度）～ 令和5年度（2023年度）

令和3年（2021年）3月
久留米市

目 次

第 1 部 計画の策定にあたって..... 1

- 1. 計画策定の趣旨.....1
- 2. 計画の位置づけ.....1
- 3. 第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の特徴.....2
- 4. 計画期間.....2

第 2 部 令和 5 年度（2023 年度）に 向けた目標の設定.... 3

第 1 章 成果目標について..... 3

- 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行.....3
- 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....4
- 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....5
- 4. 福祉施設から一般就労への移行等.....5
- 5. 障害児支援の提供体制の整備等.....7
- 6. 相談支援体制の充実・強化等.....9
- 7. 障害福祉サービス等の質の向上10

第 2 章 活動指標について..... 11

- 1. 指定障害福祉サービス等・指定通所支援等11
 - （1）サービスの概要11
 - （2）前期計画期間中の実績14
 - （3）各サービスの現状と見込み16
- 2. 地域生活支援事業29
 - （1）サービスの概要29
 - （2）前期計画期間中の実績32
 - （3）各サービスの現状と見込み33

第 3 部 計画の進管理..... 43

- 1. P D C A サイクルの導入.....43
- 2. 本市における進管理.....43

第1部 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市においては、障害のある方の地域生活を支援するため、平成29年度に「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、サービス基盤の整備等、施策を推進してきました。

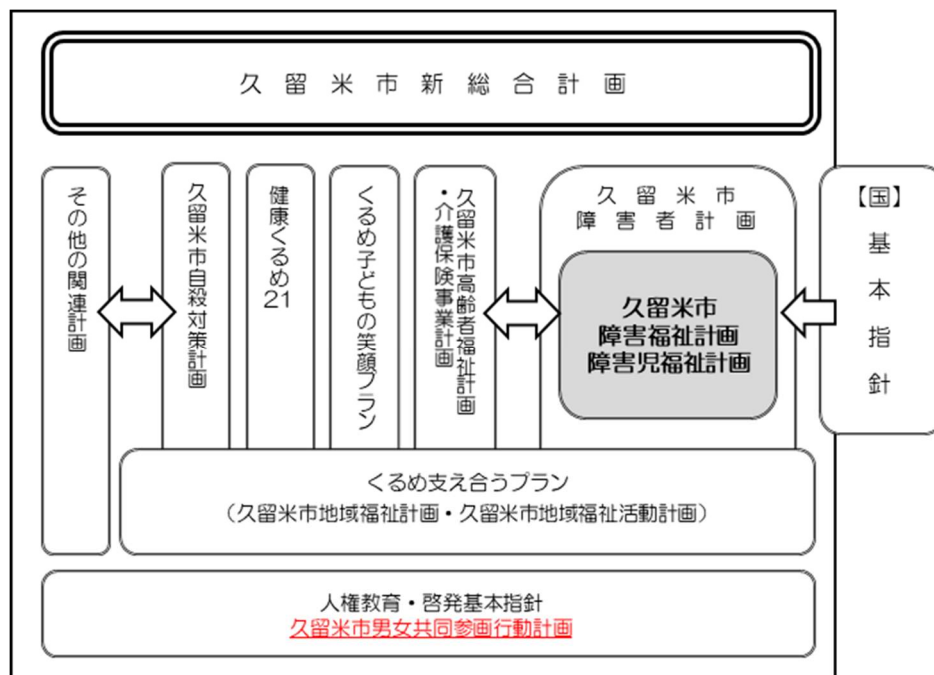
令和2年度はこの計画の最終年度となることから、数値目標の達成状況等を踏まえ、令和3年度から5年度を計画期間とする具体的な障害福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス提供体制の一層の充実を図るため、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（3カ年）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本市では、平成29年度に「第3期障害者計画」を策定しています。この計画は、障害者基本法によって策定が義務づけられており、市町村における障害者福祉施策の基本方針（マスタープラン）にあたるものです。

一方、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法によって策定が義務づけられた、自立支援給付及び地域生活支援事業に関する実施計画（アクションプラン）的な性質の計画です。

このため、今回策定する「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」においては、この第3期障害者計画の基本理念「誰もが、自分らしく生きがいを持ち、支え合いながら、安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて」を踏まえ、「障害者も地域の主体として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに支え合いながら創っていく」という地域共生社会を目指すこととします。



3. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の特徴

障害福祉計画・障害児福祉計画は、厚生労働大臣が示す「基本指針」に則して策定することとされています。

令和元年10月から、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会で、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しの議論が重ねられ、令和2年5月、基本指針の一部を改正する告示が告示されました。

告示の主なポイントとして、「地域における生活の維持及び継続の推進」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等における機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等の推進」、「障害児通所支援等の地域支援体制の整備」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築」などが示されています。

本市でもこれらの特徴を踏まえつつ、市の実情を踏まえた目標設定を行います。

4. 計画期間

障害福祉計画・障害児福祉計画の期間は、厚生労働大臣が示す基本指針において規定されています。

本計画は、同指針に基づき、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
障害者計画 (第1期計画) 【H18—H25】		障害者計画 (第2期計画) 【H26—H29】				障害者計画 (第3期計画) 【H30—R5】					
障害福祉計画 (第3期計画) 【H24—H26】		障害福祉計画 (第4期計画) 【H27—H29】				障害福祉計画 (第5期計画) 障害児福祉計画 (第1期計画) 【H30—R2】		障害福祉計画 (第6期計画) 障害児福祉計画 (第2期計画) 【R3—R5】			

第2部 令和5年度（2023年度）に向けた目標の設定

第1章 成果目標について

計画期間の取り組みの達成度を評価するため、成果目標を設定します。障害者の自立支援の観点から、地域移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針を参考とし、以下のとおり成果目標を定めます。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針			
①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。			
②令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。			
久留米市の目標			
①令和元年度（2019 年度）末の施設入所者数のうち、令和5年度（2023 年度）までに地域生活へ移行する人数を23人とします。			
②令和5年度（2023 年度）末の施設入所者数を、令和元年度（2019 年度）末施設入所者から6人減少することを目指します。			
項目		数値	考え方
R1年度(2019年度)末時点の入所者数	A	374人	R1年度(2019年度)末の実績
R5年度(2023年度)末の入所者数	B	368人	R5年度(2023年度)末の見込数
【目標値】地域生活移行者	C	23人	施設入所から地域生活へ移行する者の数
		6%	$C/A \times 100$
【目標値】削減見込み	A-B	6人	差引き減少見込数（A-B）
		1.6%	$(A-B) / A \times 100$
■前期計画において、令和2年度（2020 年度）末の入所者の目標を358人としていましたが、目標を達成できない見込みとなっています（実績見込375人）。これは、地域生活移行者の実績が令和元年度までで 15 人と、目標（33人）を達成できない見込みとなったこと、障害者の重度化・高齢化などにより新規に福祉施設へ入所する人も見られることから、施設入所者数の削減が十分に進んでいないためです。			
■国の指針に則して地域移行を進め、入所者数を減少することとします。地域移行を進めるに当たっては、地域移行支援、地域定着支援及び自立生活援助等のサービスの活用や、グループホーム及び短期入所の整備、緊急時対応のための地域生活支援拠点等の機能充実などに取り組み、地域で安心して生活できる環境整備を図ります。地域移行を進める一方で、在宅生活が困難な方に、適切な施設サービスが提供できる体制を確保します。			

※「地域生活への移行」とは、福祉施設に入所している障害者が、グループホーム、一般住宅等へ移行することをいいます。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- ①協議の場の活性化に向けた取り組みが必要であり、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定する。
- ・開催回数、参加者数、協議の場における目標設定および評価の実施回数。

久留米市の目標

- ①ー1 保健、医療、福祉関係者による協議の場 設置済
- *「障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）」および「精神保健福祉関係機関連絡会議」
- ①ー2 障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）および精神保健福祉関係機関連絡会議
- (1) 開催回数
- *協議内容によって、年間1～3回開催予定
- (2) 参加数
- *委嘱する委員数に基づく
 - *障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）には当事者又はその家族の参加を求める。
- (3) 目標設定
- *「障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）」と「精神保健福祉関係機関連絡会議」が連携し、「地域包括ケアシステム」についての研究、検討を行い、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりについて協議を行うこと
- *具体的には、精神科医療機関における入院患者の地域移行等の課題を調査・分析し、住まいの確保や退院後の医療等継続支援、関係者に対する研修の実施など、必要な取り組みを検討し、優先順位をつけて実施する。
- (4) 評価の実施回数
- *年間1回

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

- ①地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

久留米市の目標

- ①ー1 地域生活支援拠点等の整備：設置済（令和2年度末）
＊障害児・者の在宅生活を支援するため、拠点に求められる機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会の場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）を、相談支援事業所を中心とした指定障害福祉サービス事業所等との協力により確保します。
- ①ー2 運用状況の検証及び検討
＊障害者地域生活支援協議会 計画推進部会
拠点の運用については、障害者地域生活支援協議会 計画推進部会において、前年度の実施報告を行い、同部会において協議します。同部会の評価・意見については次年度以降の運用に反映できるように努め、拠点機能の改善や強化を行っていきます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ①一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍とする
うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍
就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍
就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍
- ②就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上が利用する
- ③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上とする

久留米市の目標

- ①R5年度（2023年度）の福祉施設からの一般就労者数を年間92人とします。
うち、就労移行支援事業所を通じた移行者数を年間63人、就労継続支援A型事業所を通じた移行者数を年間17人、就労継続支援B型事業所を通じた移行者数を年間12人とします。
- ②R5年度（2023年度）における就労支援事業所等を通じて一般就労する者のうち、7割の方が就労定着支援事業所を利用することを目指します。
- ③R5年度（2023年度）において、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上になることを目指します。

項目		数値	考え方
R1 年度(2019 年度)の 一般就労への移行実績	A1	72人	R1 年度(2019 年度)の実績
	A2	49人	R1 年度(2019 年度)の実績 就労移行支援事業所を通じた数
	A3	14人	R1 年度(2019 年度)の実績 就労継続支援 A 型事業所を通じた数
	A4	9人	R1 年度(2019 年度)の実績 就労継続支援 B 型事業所を通じた数
R5 年度(2023 年度)中の 一般就労への移行者数	B1	92人	R5 年度(2023 年度)の目標 (A1 の 1.27 倍以上)
	B2	63人	R5 年度(2023 年度)の目標 (A2 の 1.30 倍以上)
	B3	17人	R5 年度(2023 年度)の目標 (A3 の 1.26 倍以上)
	B4	12人	R5 年度(2023 年度)の目標 (A4 の 1.23 倍以上)
R5 年度(2023 年度)中の 一般就労移行者のうち 就労定着支援事業所利用者	C	64人	R5 年度(2023 年度)の目標 (B1 の 7 割)
R5 年度(2023 年度)末における 就労定着率 8 割以上の 就労定着支援事業所数	D	7割以上	-

- 令和元年度（2019 年度）の一般就労の実績は 72 人となっており、前期計画の目標（令和 2 年度（2020 年度）において 60 人）を達成しています。
- 令和 2 年度（2020 年度）末における就労移行支援の利用者見込み数は 73 人となっており、前期計画の目標（令和 2 年度（2020 年度）末の利用者数 134 人）を達成できない見込みとなっています。これは、事業所数が減少し、それに伴い定員数も減少（令和 2 年 9 月 1 日現在で、指定事業所 7 事業所・定員合計 116 人）していることなどが原因と考えられます。
- 令和元年度（2019 年度）に就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所は、全体の 67%（6 事業所のうち 4 事業所）となっており、目標（令和 2 年度（2020 年度）末までに 5 割）を達成しています。
- 平成 29 年度から令和元年度（2019 年度）中に就労定着支援事業を利用開始した者の 1 年後の職場定着率は 95%となっており、目標（職場定着率 8 割）を達成しています。
- 事業所への集団指導や障害者地域生活支援協議会と連携した勉強会等の実施により、一般就労の促進について情報共有を行います。
- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所と就労定着支援事業所等関係機関との連携により、福祉的就労から一般就労に移行した障害者の職場定着を図ります。

※「一般就労者」とは、福祉施設から一般企業に就労した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいいます。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ①令和5年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。
- ②令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。
- ④令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

久留米市の目標

- ①児童発達支援センター 確保済（2カ所）
＊児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族からの相談対応や、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
- ②保育所等訪問支援事業所 確保済（3カ所）
- ③主に重症心身障害児を支援する事業所 確保済
（児童発達支援事業所3カ所、放課後等デイサービス事業所4カ所）

④ー１ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 設置済

	重症心身障害児・者地域生活支援事業 連携会議	障害者地域生活支援協議会 重心分科会
【目的】	医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを核とした相談支援体制の構築をはじめ、地域課題の解決に向けた様々な施策の検討や社会資源等の開発、個別事例対応の検討等を踏まえた関係機関による情報共有や連携を行い、重症心身障害児・者及びその家族の地域生活の支援を図る。	重症心身障害児・者や医療的ケア等が必要な障害児・者及びその家族に対して、福祉、医療又は教育に関連する関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における重症心身障害児・者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備を図る。
【構成】	市内の総合病院及び訪問看護事業所の職員（看護師）、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、学校、行政 等	重症心身障害児・者地域生活支援協議会連携会議の構成員、障害者基幹相談支援センター、行政 等

④ー２ 医療的ケア児等に関するコーディネーター 設置済

■①～④についてすでに確保・設置済みですが、各機関の機能充実と関係機関との連携強化等により障害児に係る多様なニーズに対応する体制の強化・充実を図ります。

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- ①令和5年度（2023年度）末までに、各市町村において、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することを基本とする。

久留米市の目標

- ①相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保 確保済

＊基幹相談支援センター、指定相談支援事業所、高齢や子ども、生活困窮などの相談支援機関及び地域の相談機関等との連携を図ることで、多様なニーズに対応する相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

- (1) 障害者基幹相談支援センター 設置済（4カ所）

【目的】

市内に居住し、地域における生活支援を必要とする障害児・者及びその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害児・者およびその家族等の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る。

【取り組み】

委託相談支援（当事者・家族等を対象） ⇒障害者本人や家族等を対象に、様々な相談を受け付け、問題の解決を図る	基幹相談支援（事業者を対象） ⇒指定相談支援事業所への支援や地域づくりへの取り組みを実施
1.総合的・専門的な相談支援 2.権利擁護・虐待の防止 3.その他 ・当事者の方への支援（情報提供、研修等） ・住宅入居等支援事業 など	1. 指定相談支援事業者等に対する指導、助言 2. サービス等利用計画等作成の推進 3. 地域移行・地域定着の促進の取組 4. 地域づくりへの取組 5. 地域生活支援協議会運営（事務局） 6. その他 ・地域の相談機関（民生委員等）との連携強化の取組 など

- (2) 障害者地域生活支援協議会 相談分科会の運営

【目的】

市内の指定相談支援事業所及び関係者が相互に連携を図ることで、地域における社会資源の改善・開発、職員の資質向上やネットワークの構築を行い、相談支援体制の充実強化を図る。

【構成】

市内指定相談支援事業所、障害者基幹相談支援センター、行政 等

7. 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針

- ①令和5年度（2023年度）末までに、市町村において、障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築することを基本とする。

久留米市の目標

- ①利用者にとって必要とされるサービス提供が行えるように、市の障害福祉職員が以下の取り組みを行います。
- （1）障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ＊令和5年度（2023年度）末までに、県が実施する市町村向けの障害福祉サービスに係る各種研修等に参加する。
- （2）指導監査結果の関係市町村との共有
- ＊令和5年度（2023年度）末までに、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を、県や他市と連携し共有する体制を構築します。

第2章 活動指標について

成果目標を実現するための活動指標として、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業等の必要量の見込み及びその確保のための方策を定めます。

1. 指定障害福祉サービス等・指定通所支援等

(1) サービスの概要

サービス名	内容
訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス〔介護給付〕	
生活介護	施設や通所において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動系サービス〔訓練等給付〕	
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。また、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

サービス名		内容	
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。	
	就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。	
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	
居住系サービス			
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等を対象に、定期的に居宅を訪問し生活状況の確認及び助言、医療機関等との連携調整を行うとともに、利用者への相談支援を行います。	
	共同生活援助（グループホーム）	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
	施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。	
相談支援			
	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の利用の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。	
	地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
		地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

サービス名	内容
障害児通所支援	
児童発達支援	通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問 支援	指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児やスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢、体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所の利用に際し、障害児支援利用計画を作成。また、通所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児コーディネーター	医療的ケアが必要な障害児が、地域生活において必要となる関連分野の支援の調整を行います。

(2) 前期計画期間中の実績

前期計画期間中の障害福祉サービスの実績は、次のとおりです。

区分	サービス名	単位	H30年度(2018年度)		R1年度(2019年度)		R2年度(2020年度)	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
訪問系	訪問系サービス 合計	人	858	811	931	845	1,010	845
		時間	20,209	19,777	21,106	20,241	22,057	20,748
	居宅介護	人	735	707	794	734	858	741
		時間	12,296	12,885	12,665	13,528	13,045	13,878
	重度訪問介護	人	32	27	32	27	33	30
		時間	6,266	5,566	6,580	5,289	6,909	5,685
	同行援護	人	76	65	87	69	99	62
		時間	1,236	1,008	1,409	1,071	1,606	933
	行動援護	人	15	12	18	15	20	12
		時間	411	318	452	353	497	252
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0
日中活動系（介護給付）	生活介護	人	761	767	784	777	807	782
		人日	15,102	14,979	15,555	15,240	16,021	15,122
	療養介護	人	100	99	103	104	106	105
		人日	128	123	134	136	140	82
	短期入所 合計	人	128	123	134	136	140	82
		人日	507	599	521	634	535	406
	(福祉型)	人	100	105	102	119	104	78
		人日	395	513	399	554	403	393
	(医療型)	人	28	18	32	17	36	4
		人日	112	86	122	80	132	13
日中活動系（訓練等給付）	自立訓練（機能訓練）	人	2	5	2	7	1	7
		人日	35	81	26	111	19	132
	自立訓練（生活訓練）	人	28	39	27	50	27	56
		人日	491	552	481	643	471	588
	宿泊型自立訓練	人	13	12	13	12	13	12
		人日	300	316	303	307	306	335
	就労移行支援	人	117	94	125	86	134	78
		人日	1,962	1,661	2,060	1,478	2,163	1,231
	就労継続支援（A型）	人	448	427	475	474	489	493
		人日	8,773	8,362	9,299	9,211	9,578	9,548
	就労継続支援（B型）	人	619	619	632	683	638	745
		人日	10,290	10,260	10,598	11,086	10,704	12,080
	就労定着支援	人	90	27	90	42	90	62
居住系	自立生活援助	人	20	2	20	0	20	2
	共同生活援助（グループホーム）	人	331	326	364	349	400	384
	施設入所支援	人	362	376	360	374	358	375
相談支援	計画相談支援	人	2,416	2,420	2,566	2,567	2,686	2,761
	地域移行支援	人	12	3	13	26	14	22
	地域定着支援	人	15	21	17	38	19	58

区分	サービス名	単位	H30年度(2018年度)		R1年度(2019年度)		R2年度(2020年度)	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
障害児通所支援	児童発達支援	人	121	117	135	126	143	140
		人日	1,233	1,266	1,357	1,328	1,424	1,370
	放課後等デイサービス	人	524	485	598	582	640	698
		人日	7,870	6,965	9,523	8,314	10,570	8,486
	保育所等訪問支援	人	35	37	39	43	41	44
		人日	58	58	60	77	61	79
	居宅訪問型児童発達支援	人	10	0	10	0	10	1
		人日	20	0	20	0	20	5
	医療型児童発達支援	人	0	0	1	0	2	0
		人日	0	0	4	0	8	0
障害児相談支援		人	456	381	496	447	526	523
医療的ケア児コーディネーター		人	2	2	2	2	2	2

(3) 各サービスの現状と見込み

(3-1) 訪問系サービス

サービス名	居宅介護		
実績と現状	前期計画期間中は、利用者数は見込みを下回り、利用時間は見込みを上回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数および利用時間ともに一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1 か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	817 人	858 人	901 人
	14,632 時間	15,217 時間	15,826 時間
推計の考え方	居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障害者の自宅での日常生活を援助するものとして、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の根幹となるサービスです。前期計画期間中の傾向、障害者数の推移および指定障害福祉サービス事業所の実態調査（以下、「実態調査」という。）を踏まえると、今期計画の期間中も、利用者数、利用時間ともに増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■サービス事業者に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。 ■ホームヘルパーの養成・確保について、関係機関等が実施する研修に関する情報提供を行います。 ■ホームヘルパーに対する講座・講習などの受講を勧奨し、質の高いサービスの確保に努めます。		

サービス名	重度訪問介護		
実績と現状	前期計画期間中は、利用者数は見込みを若干下回り、利用時間は見込みを大きく下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数はほぼ一定であるのに対し、利用時間は令和元年度に減少しましたが、令和2年度は増加する見込みです。		
サービス見込量 (1 か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	30 人	30 人	29 人
	5,629 時間	5,572 時間	5,517 時間
推計の考え方	利用者が 30 人程度と少ないため、利用者数の増減により大きく影響を受ける可能性があります。前期計画期間中の傾向および実態調査を踏まえ、利用者数、利用時間ともに同程度にて推移していくものと見込みます。		
確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。		

サービス名	同行援護		
実績と現状	前期計画期間中は、利用者数、利用時間ともに見込みを大きく下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数、利用時間ともに令和元年度は増加しましたが、令和2年度は減少する見込みです。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	63 人	64 人	64 人
	933 時間	933 時間	933 時間
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は利用者数、利用時間ともに同程度にて推移すると見込みます。		
確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。		

サービス名	行動援護		
実績と現状	前期計画期間中は、利用者数は見込みを下回り、利用時間は見込みを大きく下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数、利用時間ともに令和元年度は増加しましたが、令和2年度は減少する見込みです。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	15 人	15 人	15 人
	360 時間	367 時間	374 時間
推計の考え方	前期計画期間中の傾向および実態調査を踏まえ、今後は利用者数は一定に、利用時間は微増で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■市内に対応できる事業所（市内に3事業所のみ）が限られているため、事業所に対し指定基準等の情報提供を行い、また、関係機関が行う強度行動障害に対する研修等を周知することで対応できるヘルパーの増加を図るなど、事業所の確保に努めます。		

サービス名	重度障害者等包括支援		
実績と現状	前期計画の見込みのとおり利用者はいない状況です。 また、市内に同サービスを提供する事業所はありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	〇 人	〇 人	〇 人
	〇 時間	〇 時間	〇 時間
推計の考え方	前期計画期間中の実績を踏まえると、今後利用はないと見込みます。		
確保のための方策	■サービス提供を行える要件が厳しい等の理由から、サービスを提供する事業所の整備は進んでいません。令和2年度（2020年度）現在で九州に1事業所しかありませんので、既存のサービスを組み合わせて提供することで対応していきます。		

(3-2-①) 日中活動系サービス〔介護給付〕

サービス名	生活介護		
実績と現状	前期計画期間中は、利用者数、利用日数ともに見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数は一貫して増加して推移していますが、利用日数は令和2年度に減少する見込みです。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	797 人	813 人	830 人
	15,425 人日	15,733 人日	16,048 人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、利用者数、利用日数ともに増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■現在の定員数でも今期計画期間の利用者数をまかなえる見込みですが、地域によっては整備が進んでいない状況があります。今後の整備状況を見ながら、必要な地域への整備が進められるよう努めます。 ■なお、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。		

サービス名	療養介護		
実績と現状	前期計画期間中の利用者数は、ほぼ見込量どおりに推移しています。 医療的ケアに加え、常時の介護を要する特に重度の方が対象となっているため、大きな利用者数の増減はありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	109 人	111 人	113 人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向および実態調査を踏まえ、今後は微増で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■相談支援等を通じて、サービスの提供につなげていきます。市内に対応できる事業所（市内に1事業所のみ）が限られているため、市外の事業所を活用することも含めて、提供体制の確保に努めます。		

サービス名	短期入所		
実績と現状	福祉型については、前期計画期間中は令和元年度まで見込みを上回り、令和2年度は見込みを下回る値で推移しています。医療型については、見込みを大きく下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、福祉型は令和元年度は増加しましたが、令和2年度は減少する見込みです。医療型は一貫して減少する見込みです。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)
	147 人	155 人	165 人
	(福祉型) 132 人	(福祉型) 141 人	(福祉型) 151 人
	(医療型) 15 人	(医療型) 14 人	(医療型) 14 人
	719 人日	777 人日	841 人日
	(福祉型) 640 人日 (医療型) 79 人日	(福祉型) 698 人日 (医療型) 79 人日	(福祉型) 761 人日 (医療型) 80 人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向および実態調査を踏まえ、福祉型は増加して推移し、医療型は同程度にて推移すると見込みます。		
確保のための方策	■本市の場合、グループホームや入所施設の空部屋を利用した「空床型」の利用が大部分を占めており定員の確保が不安定となるため、「併設型」の整備を促進していきます（福祉型）。 ■受け入れができる施設が限られているため、定員の確保が課題です。市外の施設の利用も含め、提供体制の確保に努めていきます（医療型）。		

(3-2-②) 日中活動系サービス〔訓練等給付〕

サービス名	自立訓練（機能訓練）		
実績と現状	前期計画期間中は、利用者数、利用日数ともに見込みを大きく上回る値で推移しています。 各年度の実績の比較についても、利用者数、利用日数ともに一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	8 人	9 人	9 人
	151 人日	172 人日	196 人日
推計の考え方	利用者が1桁台と極端に少ないため、利用者数の増減によって大きく影響を受ける可能性があります。前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■現時点において、市内に対応できる指定事業所はない状況です。より身近な地域でサービスを受けることができるよう、事業所の整備促進を図っていきます。		

サービス名	自立訓練（生活訓練）		
実績と現状	前期計画期間を通して、利用者数、利用日数ともに見込みを上回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数は一貫して増加していますが、利用日数は令和2年度に減少する見込みです。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	57 人	62 人	68 人
	600 人日	612 人日	624 人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえると、今後は微増で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■現在、当サービスは需要を満たしています。今後は利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。		

サービス名	宿泊型自立訓練		
実績と現状	前期計画期間中においては、利用者数、利用日数ともにほぼ見込みどおりに推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数、利用日数ともにほぼ一定で推移しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	13 人	13 人	12 人
	332 人日	328 人日	325 人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえると、今後は同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■共同生活援助など類似サービスの整備状況や利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて整備を促進していきます。		

サービス名	就労移行支援		
実績と現状	前期計画期間を通して、利用者数、利用日数ともに大きく見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数、利用日数ともに減少して推移しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	72 人	66 人	61 人
	1,120 人日	1,019 人日	927 人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえると、今後は微減で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■障害者の一般就労に重要な役割を持つサービスであり、国の指針においても、福祉施設から一般就労への移行者を令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上増加することとされています。今後は利用希望の掘り起こしのため、相談支援などを通じて利用促進を図っていきます。 ■また、継続して、雇用・労働政策と連携した障害者の就業支援に取り組めます。		

サービス名	就労継続支援（A型）		
実績と現状	前期計画期間中について、利用者数、利用日数ともにほぼ見込みどおりに推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度からの伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	542 人	597 人	656 人
	10,503 人日	11,553 人日	12,708 人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、利用者数、利用日数ともに、伸び率は逡減しながら今後も増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■現在、市内の事業所数は増加して推移しています。 ■なお、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。 ■また、継続して、雇用・労働政策と連携した障害者の就業支援に取り組みます。		

サービス名	就労継続支援（B型）		
実績と現状	前期計画期間中について、令和元年度より見込みを大きく上回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、平成 30 年度まで前年度からの伸びが鈍化していましたが、令和元年度より前年度からの伸びが大きくなってきている状況です。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	820 人	902 人	992 人
	13,167 人日	14,352 人日	15,644 人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、利用者数、利用日数ともに、今後も増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■現在、当サービスは需要を満たしていますが、市内の事業所数は増加して推移しています。 ■なお、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。		

サービス名	就労定着支援		
実績と現状	平成 30 年度（2018 年度）からの新たなサービスで、前期計画期間中を通して、見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較については、事業の認知に伴い年々増加して推移しています。		
サービス見込量 (1 か月当り)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)
	94 人	143 人	217 人
推計の考え方	本市では、前期計画期間中の傾向を踏まえ、利用者数、利用日数ともに今後も増加して推移すると見込めます。		
確保のための方策	■障害者の一般就労への定着は重要であり、国の指針においても、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち 7 割が当事業を利用することとされています。今後、当事業のニーズは高まると予想されることから、事業者に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。 ■また、継続して、雇用・労働政策と連携した障害者の就業支援に取り組みます。		

(3-3) 居住系サービス

サービス名	自立生活援助		
実績と現状	平成 30 年度（2018 年度）からの新たなサービスで、前期計画期間中を通して、見込みを大きく下回る値で推移しています。 実績については、平成 30 年度と令和 2 年度にわずかに利用があります。		
サービス見込量 (1 か月当り)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)
	2 人 うち精神 2 人	2 人 うち精神 2 人	2 人 うち精神 2 人
推計の考え方	利用者が 1 桁台と極端に少ないため、利用者数の増減によって大きく影響を受ける可能性があります。前期計画期間中の傾向を踏まえると、今後は同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■地域移行支援、地域定着支援等の連携により、必要なサービスの確保に努めます。		

サービス名	共同生活援助（グループホーム）		
実績と現状	前期計画期間を通して、ほぼ見込みどおりに推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1 か月当り)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)
	422 人 うち精神 248 人	464 人 うち精神 295 人	510 人 うち精神 351 人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向や実態調査、さらに重度化や高齢化した方の地域移行の受け皿として、今後の需要は一層高まると予想されます。今後も利用者数は増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■グループホームの利用は、施設整備が進むことで増加する面もあるため、施設整備補助などの活用により事業所の整備を促進していき、さらに、利用者の選択肢を広げるためにも、既存の事業所に加え、 日中サービス利用型や様々な障害特性に対応できる 多様な形態のグループホームを整備していきます。		

サービス名	施設入所支援		
実績と現状	前期計画期間を通して、見込みを上回る状態で推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して同水準となっており、国の方針を受けて、入所者数の削減に努めてきましたが、目標を達成できていません。		
サービス見込量 (1 か月当り)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)
	372 人	370 人	368 人
推計の考え方	国の示す方針を踏まえ、令和元年度（2019 年度）末の利用者（374 人）から 1.6%の削減を目標とします。		
確保のための方策	■地域生活への移行を進める中で、入所者数の削減を進めていく必要はありますが、在宅生活が困難な方に、相談支援等を通じてサービスの提供につながるよう努めていきます。 ■定員増を伴う施設整備は行わないが、耐震化基準など安全性に問題のある老朽施設については、入所者の安全確保のため、施設の更新を促していきます。		

(3-4) 相談支援

サービス名	計画相談支援		
実績と現状	前期計画期間中について、ほぼ見込みどおりに推移しています。各年度の実績の比較については、一貫して増加しています。		
サービス見込量	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	2,966 人	3,174 人	3,396 人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向、障害者数の推移および実態調査を踏まえ、今後とも増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■サービス事業者に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。また、相談員に対する研修などの受講を勧奨し質の高いサービスの確保に努めます。		

サービス名	地域移行支援		
実績と現状	前期計画期間中については、令和元年度より見込みを上回る値で推移しています。各年度の実績の比較については、令和2年度に減少する見込みです。		
サービス見込量	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	19 人 うち精神 13 人	16 人 うち精神 11 人	14 人 うち精神 9 人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえると、今後は微減で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■現在、当サービスは需要を満たしています。今後は利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。		

サービス名	地域定着支援		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを上回る値で推移しています。各年度の実績の比較については、一貫して増加しています。		
サービス見込量	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	74 人 うち精神 67 人	95 人 うち精神 81 人	122 人 うち精神 98 人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえると、今後は増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■地域移行支援と同様に取り組みます。		

(3-5) 障害児通所支援

サービス名	児童発達支援		
実績と現状	前期計画期間中においては、利用者数、利用日数ともにほぼ見込みどおりに推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度からの伸びは鈍化傾向にあります。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	151 人	158 人	163 人
	1,452 人日	1,511 人日	1,541 人日
推計の考え方	前期計画期間中の実績を踏まえ、利用者数、利用日数ともに今後も増加するものと見込まれますが、前年度からの伸びは鈍化して推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■適正な運用が図られるよう、相談支援事業所など関係機関との連絡調整を図り、一定のサービスの確保に努めていきます。 ■なお、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。 ■また、児童発達支援の必要見込量の確保とともに、保育所や認定こども園等において、障害児や医療的ケア児などの多様な保育ニーズに対応できるよう、継続して、加配保育士や看護師等の人材確保や研修の実施に取り組みます。		

サービス名	放課後等デイサービス		
実績と現状	前期計画期間を通し、利用者数はほぼ見込みどおりでしたが、利用日数は見込みを大きく下回る状態で推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度からの伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	756 人	816 人	849 人
	11,628 人日	12,442 人日	12,815 人日
推計の考え方	前期計画期間中の実績および実態調査を踏まえ、利用者数、利用日数ともに今後も増加するものと見込まれますが、前年度からの伸びは鈍化して推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■現在、市内の事業所数は大きく増加して推移しています。 ■なお、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。 ■また、放課後等デイサービスの必要見込量の確保とともに、学童保育所で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、継続して、指導員の加配や研修の実施に取り組みます。		

サービス名	保育所等訪問支援		
実績と現状	前期計画期間を通し、利用者数、利用日数ともに見込みを上回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、令和元年度まで増加していますが、令和2年度は前年度と同程度で推移しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	61 人	74 人	90 人
	110 人日	134 人日	163 人日
推計の考え方	前期計画期間中の実績および実態調査を踏まえ、利用者数、利用日数ともに今後も増加するものと見込みますが、前年度からの伸びは鈍化して推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■現在、当サービスは需要を満たしていますが、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。 ■また、保育所等訪問支援の必要見込量の確保とともに、保育所や認定こども園等において、障害児や医療的ケア児などの多様な保育ニーズに対応できるよう、継続して、加配保育士や看護師等の人材確保や研修の実施に取り組みます。		

サービス名	居宅訪問型児童発達支援		
実績と現状	平成 30 年度（2018 年度）からの新たなサービスです。 前期計画期間中は令和2年度に若干名の利用がありました。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	1 人	2 人	3 人
	5 人日	10 人日	15 人日
推計の考え方	前期計画期間中の実績を踏まえ、事業の認知が進むにつれて若干名の利用を見込みます。		
確保のための方策	■現時点において、市内に対応できる事業所はない状況です。利用希望者には、市外の施設を活用し、サービスの確保を図っていくこととなります。今後、需要が大きくなることがあれば、市内の事業所に開所を働きかけていくことも検討します。		

サービス	医療型児童発達支援		
実績と現状	前期計画期間中の利用実績はありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	0 人	1 人	2 人
	0 人日	4 人日	8 人日
推計の考え方	前期計画期間中の実績を踏まえ、事業の認知が進むにつれて若干名の利用を見込みます。		
確保のための方策	■現時点において、市内に対応できる事業所はない状況です。利用希望者には、市外の施設を活用し、サービスの確保を図っていくこととなります。今後、需要が大きくなることがあれば、市内の事業所に開所を働きかけていくことも検討します。		

(3-6) 障害児相談支援

サービス	障害児相談支援		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを若干下回る値で推移しています。各年度の実績の比較については、一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	596 人	679 人	774 人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向、障害者数の推移および実態調査を踏まえ、今後とも増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■計画相談支援と同様に取り組みます。		

(3-7) 医療的ケア児コーディネーター

サービス	医療的ケア児コーディネーター		
実績と現状	医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを2名設置しています。		
配置人数	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	2人	2人	2人
推計の考え方	今後とも同様の体制を維持していきます。		
確保のための方策	■今後とも同様の体制を維持していきます。		

2. 地域生活支援事業

(1) サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修 ・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。
自発的活動支援事業	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。
相談支援事業	
基幹相談 支援センター 機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	障害者で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害者の地域生活の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能障害、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣などにより、意思疎通の円滑化を図ります。
意思疎通支援者養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう各種養成研修事業を実施します。

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具や自立支援用具などの日常生活用具の給付・貸与などを行い日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具、並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストーマ（人工肛門等）装具、その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進などを行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。地域活動支援センターには、Ⅰ～Ⅲ型の３類型が国の要綱で例示されています。
Ⅰ型	○専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
Ⅱ型	○地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
Ⅲ型	○地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね５年以上有し、安定的な運営が図られているものです。 ○自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。
障害児等療育支援事業	障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児に対し、施設の有する機能を活用し、各種の相談・指導・助言等を行うことにより、障害のある子どもや障害のある人を支える事業です。
地域生活支援広域調整会議等事業	精神障害者が自立した日常生活を営むために必要な広域調整や、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の体制構築等を進めます。

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者の在宅生活を支援するため、移動入浴車の派遣により入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業・ 障害児タイムケア事業	日中一時支援事業とは、日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。 障害児タイムケア事業とは、障害者支援施設・中学校の特別支援教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適應する日常的訓練を行う事業です。
社会参加促進事業	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催する事業です。

(2) 前期計画期間中の実績

前期計画期間中の地域生活支援事業の実績は次のとおりです。

サービス名	H30年度(2018年度)		R1年度(2019年度)		R2年度(2020年度)	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	無	有	無	有	有	有
相談支援事業						
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	6人	4人	7人	5人	8人	6人
意思疎通支援事業						
手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人	2人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	550件	272件	570件	340件	590件	161件
重度障害者コミュニケーション支援事業	有	有	有	有	有	有
盲ろう者向け通訳介助員派遣事業	30件	85件	30件	112件	30件	50件
意思疎通支援者養成研修事業						
手話・要約筆記奉仕員養成研修事業	3講座 40人	3講座 18人	3講座 40人	3講座 20人	3講座 40人	1講座 8人
盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業	20人	23人	20人	21人	20人	10人
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	18件	14件	18件	19件	18件	12件
自立生活支援用具	80件	48件	80件	56件	80件	68件
在宅療養等支援用具	55件	64件	55件	53件	55件	56件
情報・意思疎通支援用具	70件	79件	70件	75件	70件	50件
排泄管理支援用具	5,200件	5,615件	5,200件	5,647件	5,200件	5,854件
居宅生活動作補助用具	10件	7件	10件	4件	10件	6件
移動支援事業	265人 3,180時間	267人 3,021時間	270人 3,240時間	264人 2,862時間	275人 3,300時間	240人 2,401時間
地域活動支援センター事業機能強化事業						
Ⅰ型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
Ⅱ型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
Ⅲ型	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
障害児等療育支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	3箇所	1箇所	3箇所
地域生活支援広域調整会議等事業	1回	1回	1回	0回	1回	1回
訪問入浴サービス事業	35人	23人	38人	28人	41人	28人
日中一時支援事業	105人 535人日	112人 390人日	103人 529人日	100人 355人日	101人 523人日	60人 237人日
日中一時支援	50人 150人日	51人 132人日	48人 144人日	51人 126人日	46人 138人日	28人 86人日
障害児タイムケア	55人 385人日	61人 258人日	55人 385人日	49人 229人日	55人 385人日	32人 151人日
社会参加促進事業						
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	8事業 600人	8事業 495人	8事業 600人	8事業 498人	8事業 600人	0事業 0人

(3) 各サービスの現状と見込み

(3-1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	理解促進研修・啓発事業		
実績と現状	前期計画期間中については、「障害者福祉啓発事業」を本事業と位置づけ、障害者団体等が実施する啓発活動への補助を通じて、理解促進・啓発に取り組んでいます。		
実施の有無	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	有	有	有
推計の考え方	障害者理解の重要性から、当事業は必要であり今後も同様に取り組んでいく予定です。		
確保のための方策	■より効果的な方法を検討しながら、今後も当事業を継続していきます。		

(3-2) 自発的活動支援事業

事業名	自発的活動支援事業		
実績と現状	前期計画期間中については、障害者等が自立した日常生活を営むことができるための地域における自発的な活動への補助を通じて、共生社会の実現に取り組んでいます。		
実施の有無	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	有	有	有
推計の考え方	障害者福祉において市民との協働は重要であることから、市民のインフォーマルな活動への支援については、今後もこれまで同様に取り組んでいく予定です。		
確保のための方策	■より効果的な方法を検討しながら、今後も当事業を継続していきます。		

(3-3) 相談支援事業

事業名	基幹相談支援センター等機能強化事業		
実績と現状	前期計画期間中については、市内4法人に基幹相談支援センター機能を委託しており、専門的な相談支援を必要とする困難ケース等への対応のため、専門職の配置を行っています。		
実施の有無	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	有	有	有
推計の考え方	困難ケース等への対応能力の確保は不可欠であると考えられるため、今後も同様に取り組んでいく予定です。		
確保のための方策	■今後も当事業を継続していきます。		

事業名	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		
実績と現状	前期計画期間中については、市内4法人に基幹相談支援センター事業を委託しており、相談支援事業の一つとして実施しています。		
実施の有無	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	有	有	有
推計の考え方	障害者の地域移行を進める上で、居住の場の確保は重大な課題となっているため、今後も同様に取り組んでいく予定です。		
確保のための方策	■今後も当事業を継続していきます。		

（３－４） 成年後見制度利用支援事業

事業名	成年後見制度利用支援事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを下回る値で推移しています。各年度の実績の比較については、一貫して増加しています。		
利用者数	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	7 人	8 人	9 人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後、毎年 1 件程度の利用者増加を見込みます。		
確保のための方策	■今後も当事業を継続していきます。		

（３－５） 意思疎通支援事業

事業名	手話通訳者設置事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みどおりに推移しています。各年度の実績の比較では、同数で推移しています。		
設置者数	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	2人	2人	2人
推計の考え方	今後も同様の体制を維持していきます。		
確保のための方策	■今後も同様の体制を維持していきます。		

事業名	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを大きく下回って推移しています。各年度の実績の比較については、令和元年度まで増加して推移し、令和2年度は減少する見込みです。		
サービス見込量 (のべ件数)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	378 件	404 件	432 件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向等を踏まえ、今後は増加して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■手話通訳者、要約筆記者が不足している現状を踏まえ、手話通訳者、要約筆記者養成講座を継続して開催するなど、人材確保及び育成等に努めます。		

事業名	重度障害者コミュニケーション支援事業		
実績と現状	前期計画期間中については、H30年度制度改正により一定要件に該当する場合は重度訪問介護サービスにて同様のサービスを提供していますが、本事業の利用申請はありませんでした。		
実施の有無	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	有	有	有
推計の考え方	今後も継続して実施する予定です。		
確保のための方策	■今後も相談支援などを通じて利用促進を図っていきます。		

事業名	盲ろう者向け通訳介助員派遣事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを大きく上回って推移しています。各年度の実績の比較については、令和元年度まで増加して推移し、令和2年度は減少する見込みです。		
サービス見込量 (のべ件数)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	240 件	240 件	240 件
推計の考え方	利用者数が極端に少ないことから、利用者ニーズを確認のうえ推計しています。		
確保のための方策	■盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業への参加を勧奨するなど、通訳介助員の確保を図っていきます。		

(3-6) 意思疎通支援者養成研修事業

事業名	手話・要約筆記奉仕員養成研修事業		
実績と現状	前期計画期間中については、講座数は令和元年度まで見込みどおりで、令和2年度に見込みを下回る予定です。講座修了者数は一貫して見込みを下回って推移しています。 各年度の実績の比較については、令和2年度に大きく減少しています。		
講座数及び講習修了者数	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	3 講座	3 講座	3 講座
	20 人	20 人	20 人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■広報誌や関係団体を通じた案内などを活用して、講座開催の周知を行うとともに、利用しやすい開催日時・開催会場・開催方法を検討し、参加者の増加を図ります。		

事業名	盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業		
実績と現状	前期計画期間中については、令和元年度までは見込みどおりに推移し、令和2年度は見込みを下回る予定です。 各年度の実績の比較については、一貫して減少しています。		
講習修了者数	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	19 人	19 人	19 人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■専門性の高い研修となるため、本市単独で実施することは非効率と考えられます。県の実施する講座への参加を通じて、通訳・介助員の養成体制確保を図ります。		

(3-7) 日常生活用具給付等事業

事業名	介護・訓練支援用具		
実績と現状	前期計画期間中については、ほぼ見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較については、年度により増減があり、令和2年度は減少する見込みです。		
サービス見込量 (のべ件数)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	16 件	16 件	16 件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		

事業名	自立生活支援用具		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較については、一貫して増加しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	69 件	69 件	70 件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は微増で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		

事業名	在宅療養等支援用具		
実績と現状	前期計画期間中については、平成30年度は見込みを上回り、以後は見込みどおりに推移しています。 各年度の実績の比較については、年度により増減はありますが、ほぼ同程度にて推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	56 件	56 件	56 件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		

事業名	情報・意思疎通支援用具		
実績と現状	前期計画期間中については、令和元年度までは見込みを上回り、令和2年度は見込み下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較については、令和元年度まで同程度でしたが、令和2年度に減少する見込みです。		
サービス見込量 (のべ件数)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	72 件	72 件	72 件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後は同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		

事業名	排泄管理支援用具		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを上回る値で推移しています。 各年度の実績の比較については、一貫して少しずつ増加しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	6,004 件	6,158 件	6,316 件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も微増で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		

事業名	居宅生活動作補助用具		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較については、年度により増減はありますが、ほぼ同程度で推移しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	8 件	8 件	8 件
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。		

(3-8) 移動支援事業

事業名	移動支援事業		
実績と現状	前期計画期間中については、利用者数は令和元年度までほぼ見込みどおりに、令和2年度に下回る値で推移しています。利用時間については、見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較については、利用者数は令和2年度に減少し、利用時間は一貫して減少して推移しています。		
サービス見込量 (1 か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	284 人	291 人	299 人
	2,878 時間	2,858 時間	2,838 時間
推計の考え方	前期計画期間中の傾向等を踏まえ、利用者数は微増にて推移し、利用時間は微減して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■サービス事業所に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。		

(3-9) 地域活動支援センター事業

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 I 型		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みどおりに推移しています。 各年度の実績についても、同数で推移しています。		
実施箇所数	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	2 箇所	2 箇所	2 箇所
推計の考え方	今後も同様の体制を維持していきます。		
確保のための方策	■今後も同様の体制を維持していきます。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 II 型		
実績と現状	前期計画期間中について、市内に事業所はありません。		
実施箇所数	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	〇箇所	〇箇所	〇箇所
推計の考え方	日中活動系事業所の増加により、本市での必要性は低くなっています。		
確保のための方策	■上記の理由により、当事業の実施は予定していません。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 III 型		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みどおりに推移しています。 各年度の実績についても、同数で推移しています。		
実施箇所数	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	10 箇所 うち 2 箇所市外事業所	10 箇所 うち 2 箇所市外事業所	10 箇所 うち 2 箇所市外事業所
推計の考え方	前期計画期間中の実績を踏まえ、ほぼ横ばいで推移していくものと見込みます。		
確保のための方策	■今後も同様の体制の維持に努めます。		

(3-10) 障害児等療育支援事業

事業名	障害児等療育支援事業		
実績と現状	前期計画期間中については、令和元年度に医療機関（2箇所）と連携して発達障害に特化した療育支援事業を開始したことにより、見込みを上回りました。		
実施箇所数	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	3箇所	3箇所	3箇所
推計の考え方	今後も同様の体制を維持していきます。		
確保のための方策	■今後も同様の体制を維持していきます。		

(3-11) 広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）

事業名	地域生活支援広域調整会議等事業		
実績と現状	前期計画期間中については、「精神保健福祉関係機関連絡会議」は平成30年度に年1回、「障害者地域生活支援協議会 地域包括ケアシステム検討部会」は平成30年度に設置しています。		
開催回数数	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	1～3回	1～3回	1～3回
推計の考え方	協議内容によって、年間1～3回程度の開催を予定しています。		
確保のための方策	■今後も、両会議及び関係機関や関係部局との連携を強化し、国の動向や地域ニーズを踏まえながら、確実な実施に努めます。		

(3-12) 訪問入浴サービス事業

事業名	訪問入浴サービス事業		
実績と現状	前期計画期間中については、見込みを下回る値で推移しています。各年度の実績の比較では、令和元年度に微増し、令和2年度は令和元年度と同程度で推移すると見込みます。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	29人	30人	31人
推計の考え方	前期計画期間中の推移を踏まえ、今後は微増で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■ニーズの把握を行いつつ、サービス事業者に対して情報等の提供を行い、参入促進を図りながらサービスの確保に努めます。		

(3-13) 日中一時支援事業

事業名	日中一時支援型		
実績と現状	前期計画期間中については、利用者数は令和元年度まで見込みどおりに、令和2年度に見込み下回る値で推移し、利用日数は見込みを下回って推移しています。 各年度の実績の比較では、令和元年度まで同程度で推移し、令和2年度に減少する見込みです。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	51 人	51 人	51 人
	126 人日	126 人日	126 人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向等を踏まえ、今後は同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■類似サービスの放課後等デイサービスへ利用者が移行していることもあり、利用者の動向を見極め対応していきます。		

事業名	障害児タイムケア型		
実績と現状	前期計画期間中については、利用者数は令和元年度より見込みを下回り、利用日数は一貫して見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数、利用日数ともに減少しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	48 人	47 人	47 人
	179 人日	156 人日	137 人日
推計の考え方	前期計画期間中の傾向等を踏まえ、今後は、利用者数は同程度に、利用日数は減少して推移すると見込みます。		
確保のための方策	■類似サービスの放課後等デイサービスでの対応が可能なため、同サービスと合わせて提供体制を整えていきます。		

(3-14) 社会参加促進事業

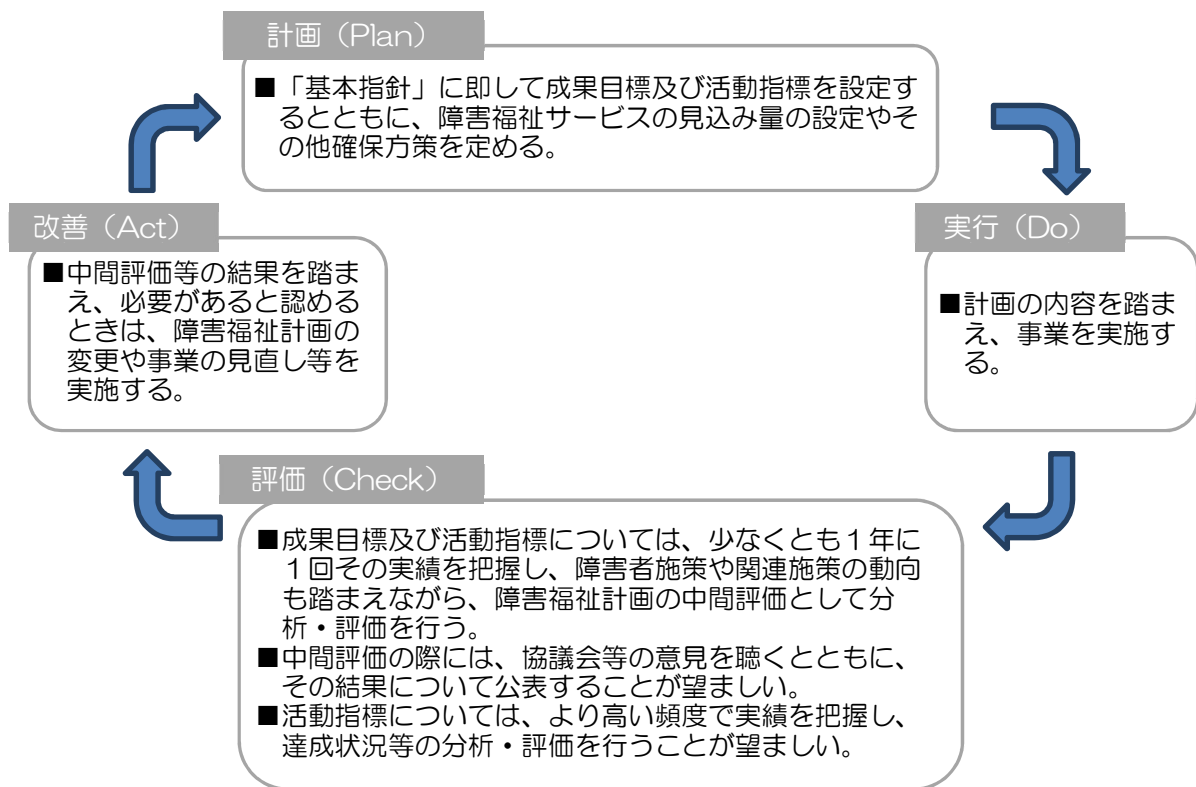
事業名	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		
実績と現状	前期計画期間中については、令和元年度まで見込みどおりに推移し、令和2年度は、減少する見込みです。		
事業数 及び参加者	R3 年度(2021 年度)	R4 年度(2022 年度)	R5 年度(2023 年度)
	8事業	8事業	8事業
	500人	500人	500人
推計の考え方	前期計画期間中の傾向を踏まえ、今後も、同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■障害者ふれあいスポーツ大会については、多くの方の参加を促すため、種目や開催方法について検討するように努めます。		

第3部 計画の進行管理

1. PDCAサイクルの導入

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、市町村は計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずるものとされています。そのため、基本指針においては、少なくとも1年に1回は、成果目標に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等の措置を講じる（PDCAサイクルの導入）とされています。また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましいとされています。

〈PDCAサイクルのプロセスのイメージ〉



2. 本市における進行管理

本市における計画の成果目標及び活動指標の年度ごとの進行管理は、「障害者計画」と同様に、前年度の事業の進捗について障害者福祉課による自己評価を行い、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、評価・意見を求めます。この評価・意見については、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。また、国の制度改正、社会状況の変化、市民や地域など多様な主体との連携・協働による地域共生社会の実現に向けた取組などの進捗を注視しながら、必要に応じ計画の見直しの検討も行います。

なお、本計画の実施に係る財源については、予算的に担保されたものではありません。今後の市の財政状況による制約により、変更を行うこともあります。

第 6 期久留米市障害福祉計画
第 2 期久留米市障害児福祉計画
【 資料編 】

目 次

1. 人口	1
(1) 市内総人口の推移	1
(2) 地区別人口	2
2. 障害者の状況	3
(1) 3 障害の状況	3
(2) 身体障害者の状況	4
(3) 知的障害者の状況	6
(4) 精神障害者の状況	7
(5) 発達障害の状況	9
(6) 難病患者の状況	10
3. 指定障害福祉サービス事業所等の状況	11
4. 指定障害福祉サービス事業所実態調査結果の概要	12

1. 人口

(1) 市内総人口の推移

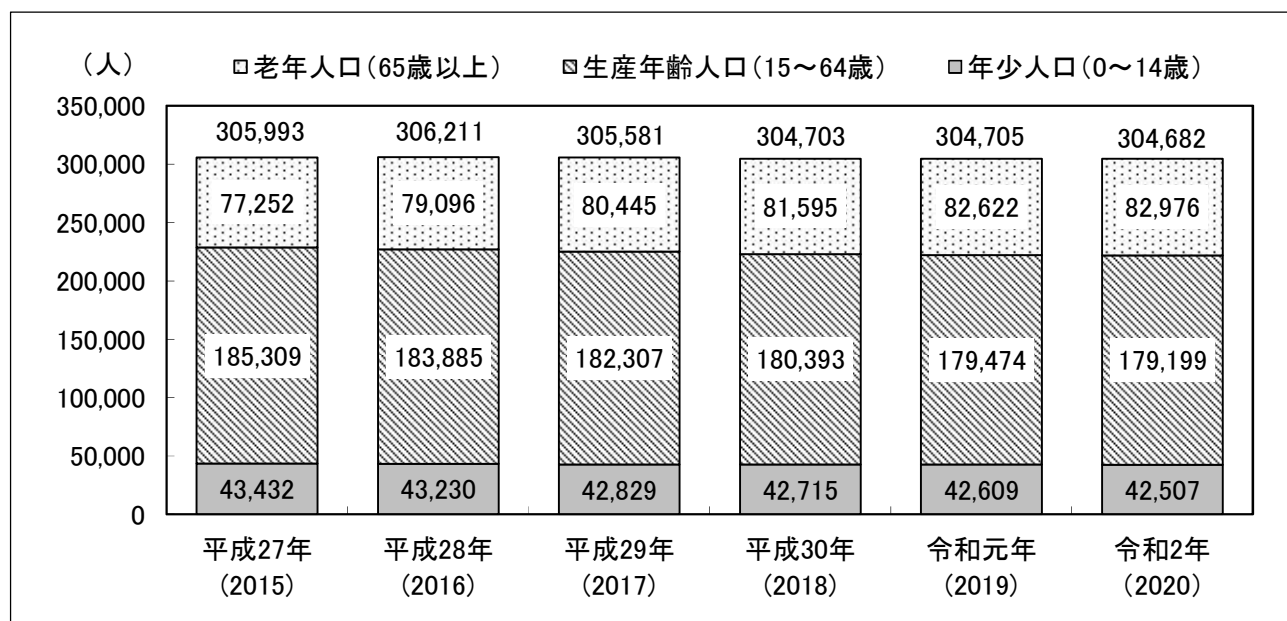
市内の総人口は、令和元年度（2019年度）で若干の増加が見られるものの、平成29年度（2017年度）から一貫して減少傾向であり、令和2年（2020年）9月現在で304,682人となっています。

3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口が減少する中で、老年人口は増加しており、令和2年度（2020年度）で高齢化率は27.2%に達しています。

【市内総人口（3区分別）】

（単位：人）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
総人口	305,993	306,211	305,581	304,703	304,705	304,682
年少人口(0～14歳)	43,432	43,230	42,829	42,715	42,609	42,507
生産年齢人口(15～64歳)	185,309	183,885	182,307	180,393	179,474	179,199
老年人口(65歳以上)	77,252	79,096	80,445	81,595	82,622	82,976

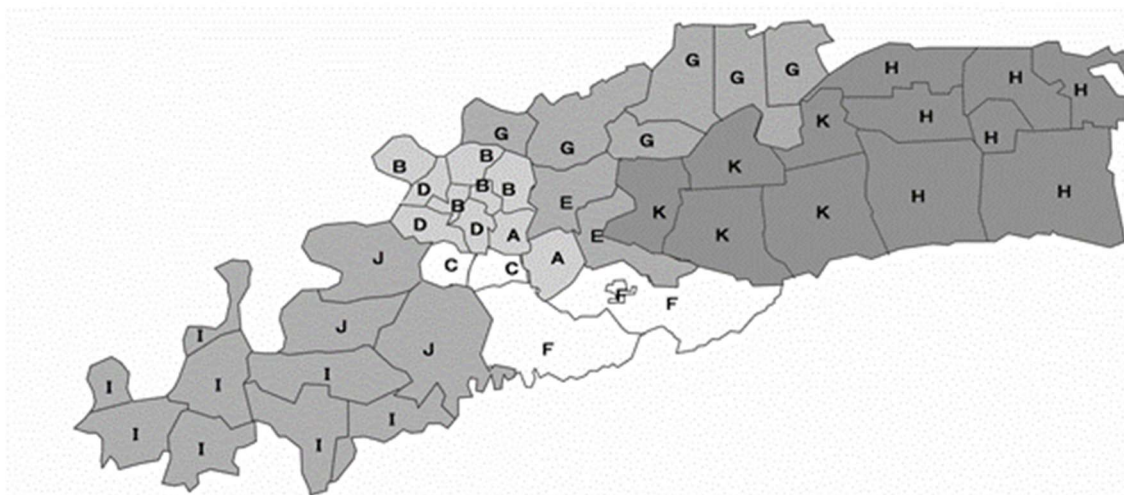


資料：住民基本台帳 平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度) 各年度末現在
令和2年度(2020年度) 9月1日現在

(2) 地区別人口

令和2年(2020年)9月1日現在の本市の地区別人口は、以下のとおりとなっています。

障害福祉サービスの事業所、特に通所を伴う事業所は、利用者にとって居住地の近くにあることが望ましいと考えられます。整備にあたっては、地域間のバランスと需要の一因となる地区別の人口を考慮する必要があります。



地区	小学校区								人口 (令和2年9月1日現在)
A	西国分	東国分							29,788
B	荘島	日吉	篠山	南薫	長門石				36,629
C	南	津福							28,923
D	京町	鳥飼	金丸						29,538
E	御井	合川							23,775
F	上津	高良内	青峰						28,561
G	小森野	宮ノ陣	北野	弓削	大城	金島			31,597
H	船越	水分	柴刈	川会	竹野	水縄	田主丸		18,930
I	城島	下田	青木	江上	浮島	犬塚	三猪	西牟田	29,167
J	荒木	安武	大善寺						26,626
K	山川	山本	草野	善導寺	大橋				21,148
合 計									304,682

※地区は、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の日常生活圏域の考え方に準じています。

2. 障害者の状況

(1) 3障害の状況

手帳所持者数は3障害合計（重複含む）で、令和元年度（2019年度）末現在18,221人となっています（身体障害者手帳：12,190人、療育手帳：2,594人、精神障害者保健福祉手帳：3,437人）。

第3期障害者計画策定時（平成29年度（2017年度））からの推移をみると、全体で520人増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者の伸びが大きく、約1.2倍に増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移（3障害（全体））】

（単位：人）

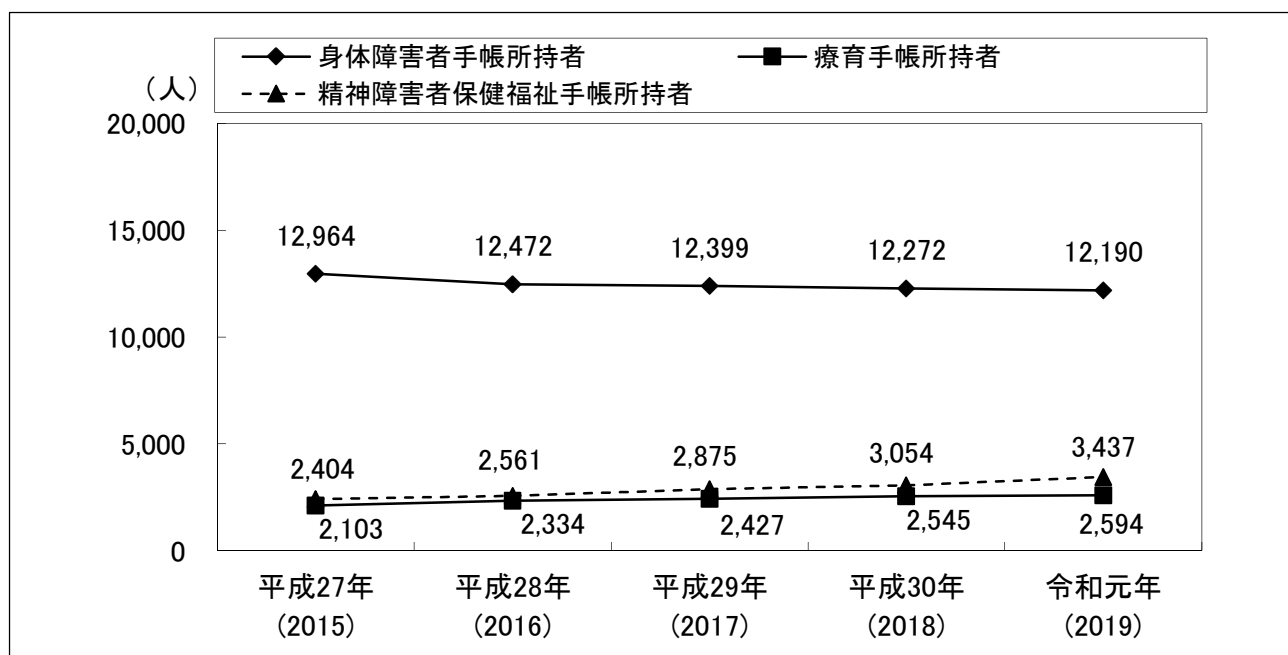
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	増減数 (R1-H29)	増減率 (R1/H29)
合計	17,471	17,367	17,701	17,871	18,221	520	1.0倍
身体障害者手帳所持者	12,964	12,472	12,399	12,272	12,190	-209	1.0倍
療育手帳所持者	2,103	2,334	2,427	2,545	2,594	167	1.1倍
精神障害者保健福祉手帳所持者	2,404	2,561	2,875	3,054	3,437	562	1.2倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）

※合計は各手帳所持者数の計（重複含む）

【令和元年度末障害者手帳所持者数年齢構成（3障害（全体））】

年 齢	身体障害		知的障害		精神障害		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
0～17歳	243	2.0%	709	27.3%	137	4.0%	1,089	6.0%
18～64歳	3,150	25.8%	1,689	65.1%	2,779	80.9%	7,618	41.8%
65歳以上	8,797	72.2%	196	7.6%	521	15.2%	9,514	52.2%
合計	12,190	100.0%	2,594	100.0%	3,437	100.0%	18,221	100.0%



(2) 身体障害者の状況

①等級別の状況

身体障害者手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、令和元年度（2019年度）末現在では1級が3,981人（全体の32.7%）と最も多く、次いで4級が2,868人（同23.5%）、2級が1,807人（同14.8%）となっています。また、1・2級の重度者があわせて5,788人（同47.5%）と半数弱を占めています。

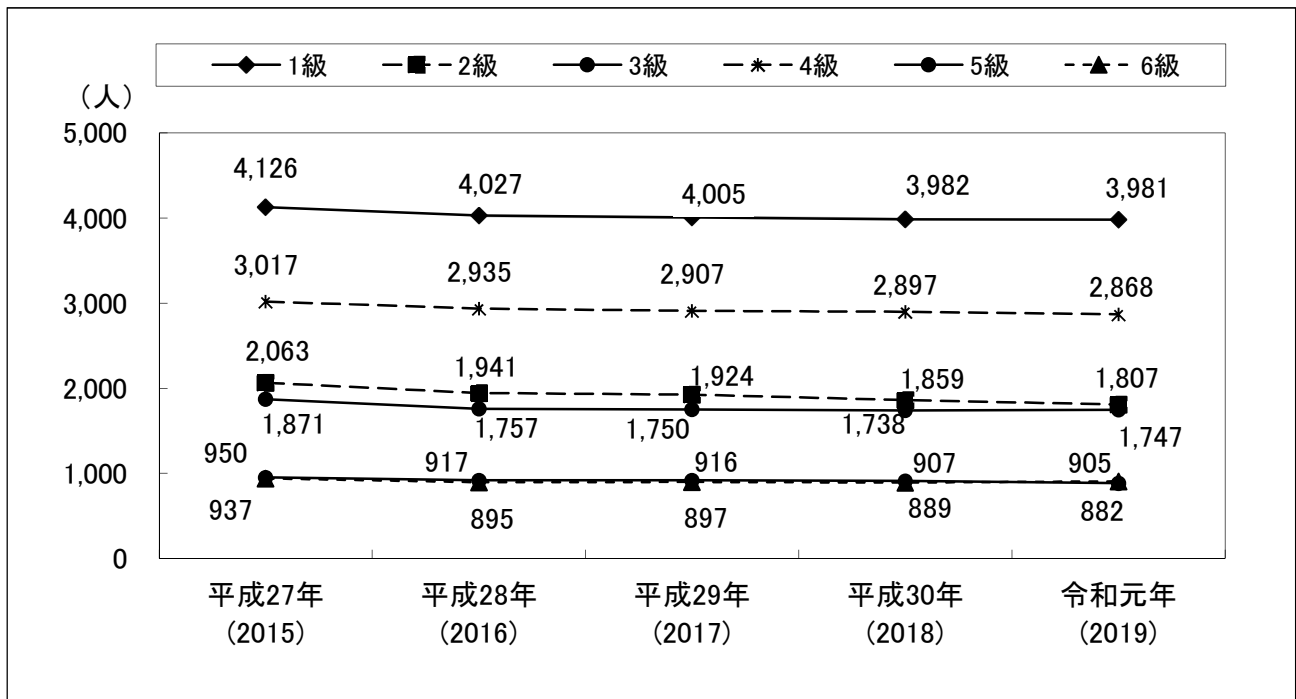
第3期障害者計画策定時（平成29年度（2017年度））と比較すると、ほぼすべての等級で、現状維持、もしくは微減しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）】

（単位：人）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	増減数 (R1-H29)	増減率 (R1/H29)
合計	12,964	12,472	12,399	12,272	12,190	-209	1.0倍
1級	4,126	4,027	4,005	3,982	3,981	-24	1.0倍
2級	2,063	1,941	1,924	1,859	1,807	-117	0.9倍
3級	1,871	1,757	1,750	1,738	1,747	-3	1.0倍
4級	3,017	2,935	2,907	2,897	2,868	-39	1.0倍
5級	950	917	916	907	882	-34	1.0倍
6級	937	895	897	889	905	8	1.0倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



②部位別の状況

身体障害者手帳所持者の状況を部位別にみると、令和元年度（2019年度）末現在で視覚障害者 809 人（全体の 6.6%）、言語・聴覚障害が 1,357 人（同 11.1%）、肢体不自由 6,376 人（同 52.3%）、内部障害 3,648 人（同 29.9%）となっており、肢体不自由が過半数を占めています。

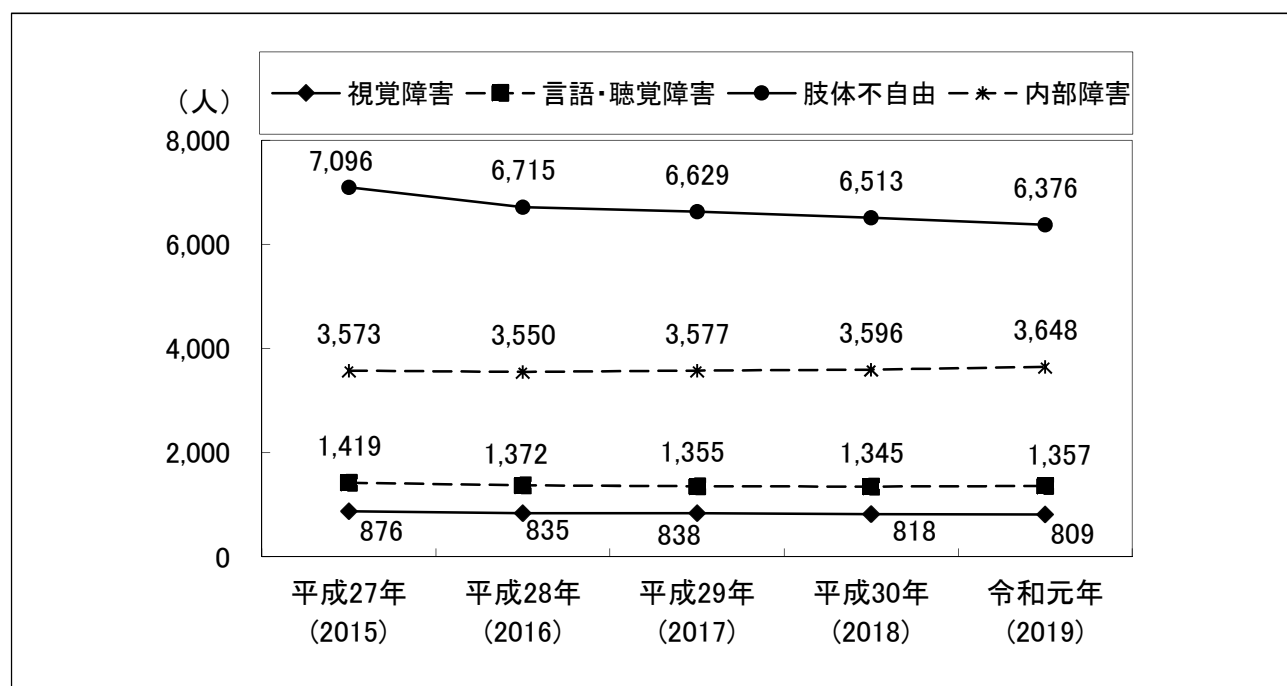
第 3 期障害者計画策定時（平成 29 年度（2017 年度））と比較すると、肢体不自由、視覚障害において手帳所持者数が減少しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（部位〔大分類〕別）】

（単位：人）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	増減数 (R1-H29)	増減率 (R1/H29)
合計	12,964	12,472	12,399	12,272	12,190	-209	1.0倍
視覚障害	876	835	838	818	809	-29	1.0倍
言語・聴覚障害	1,419	1,372	1,355	1,345	1,357	2	1.0倍
肢体不自由	7,096	6,715	6,629	6,513	6,376	-253	1.0倍
内部障害	3,573	3,550	3,577	3,596	3,648	71	1.0倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者の状況を手帳判定別にみると、令和元年度（2019年度）末現在ではAが1,256人（全体の48.4%）、Bが1,338人（同51.6%）となっています。

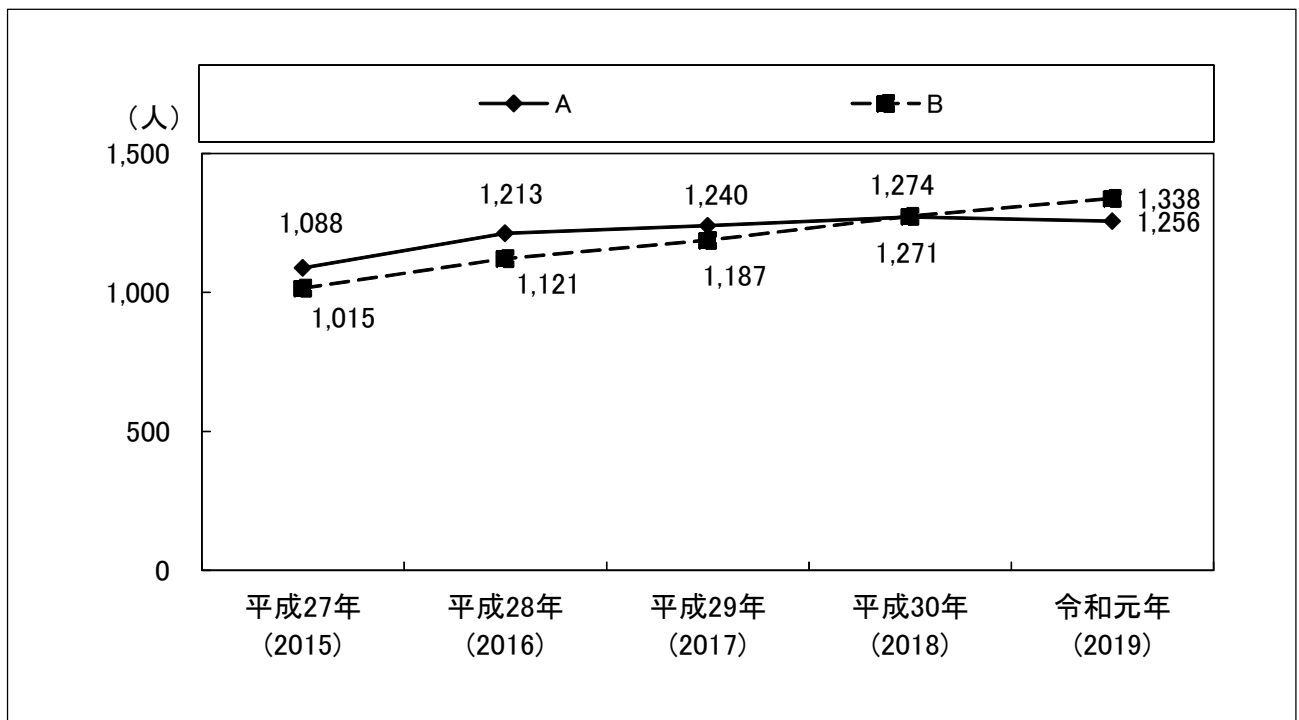
第3期障害者計画策定時（平成29年度（2017年度））以降の推移をみると、Aは多少の増減はあるものの現状維持、Bは増加し約1.1倍の伸びとなっている。

【療育手帳所持者数の推移（判定別）】

（単位：人）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	増減数 (R1-H29)	増減率 (R1/H29)
合計	2,103	2,334	2,427	2,545	2,594	167	1.1倍
A	1,088	1,213	1,240	1,271	1,256	16	1.0倍
B	1,015	1,121	1,187	1,274	1,338	151	1.1倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、令和元年度（2019年度）末現在では2級が2,357人と全体の68.6%を占めて最も多くなっています。

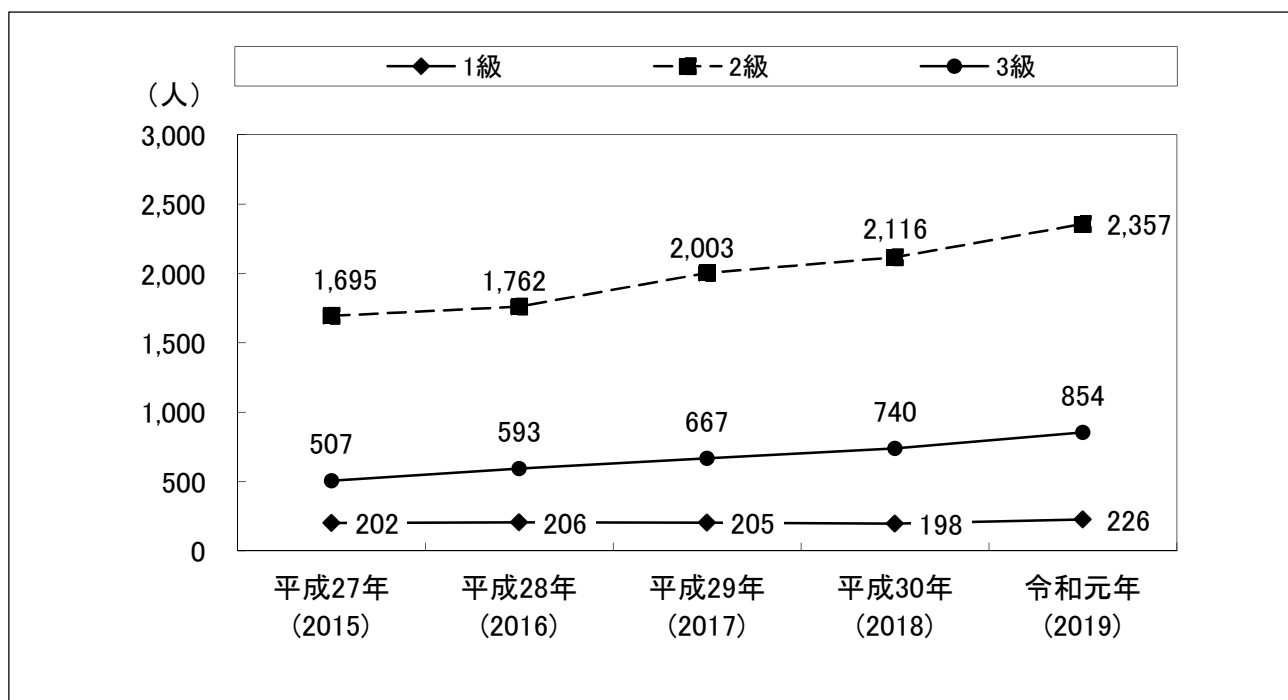
第3期障害者計画策定時（平成29年度（2017年度））以降の推移をみると、1～3級いずれも増加傾向にあり、2級と3級は約1.2～1.3倍の伸びとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）】

（単位：人）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	増減数 (R1-H29)	増減率 (R1/H29)
合計	2,404	2,561	2,875	3,054	3,437	562	1.2倍
1級	202	206	205	198	226	21	1.1倍
2級	1,695	1,762	2,003	2,116	2,357	354	1.2倍
3級	507	593	667	740	854	187	1.3倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



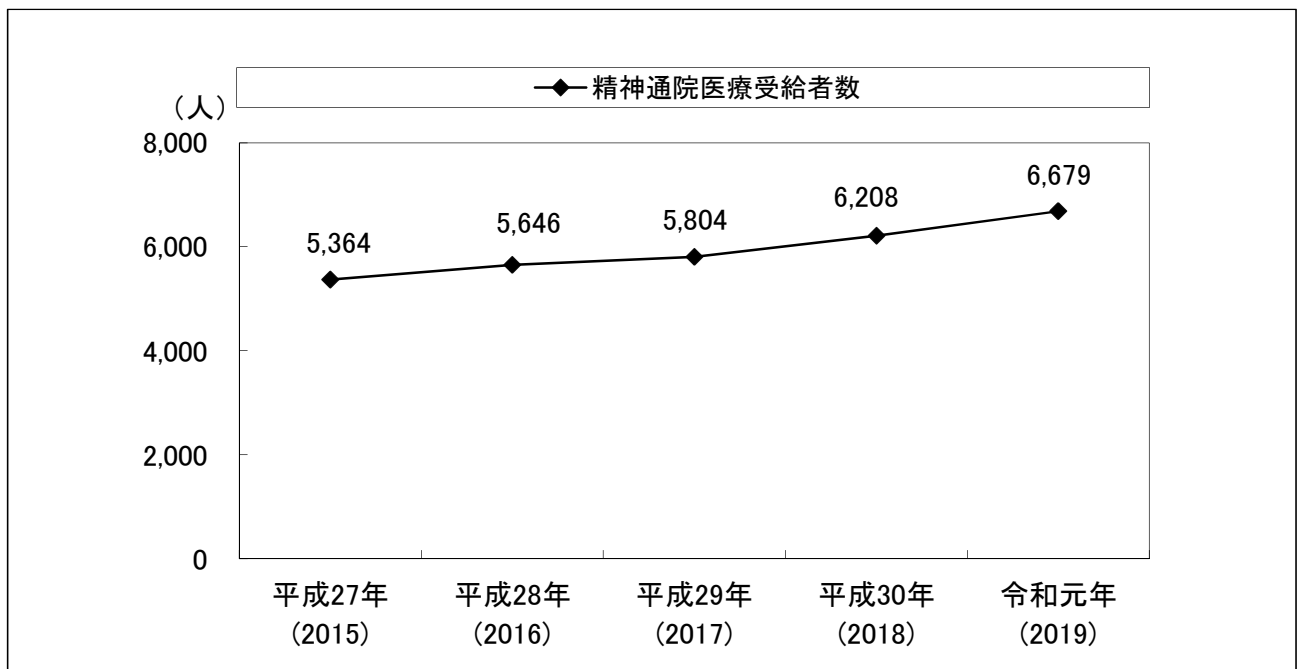
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和元年度（2019年度）末現在で6,679人となっており、第3期障害者計画策定時（平成29年度（2017年度））から875人増加し、約1.2倍の増加となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

（単位：人）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	増減数 (R1-H29)	増減率 (R1/H29)
精神通院医療受給者数	5,364	5,646	5,804	6,208	6,679	875	1.2倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



(5) 発達障害の状況

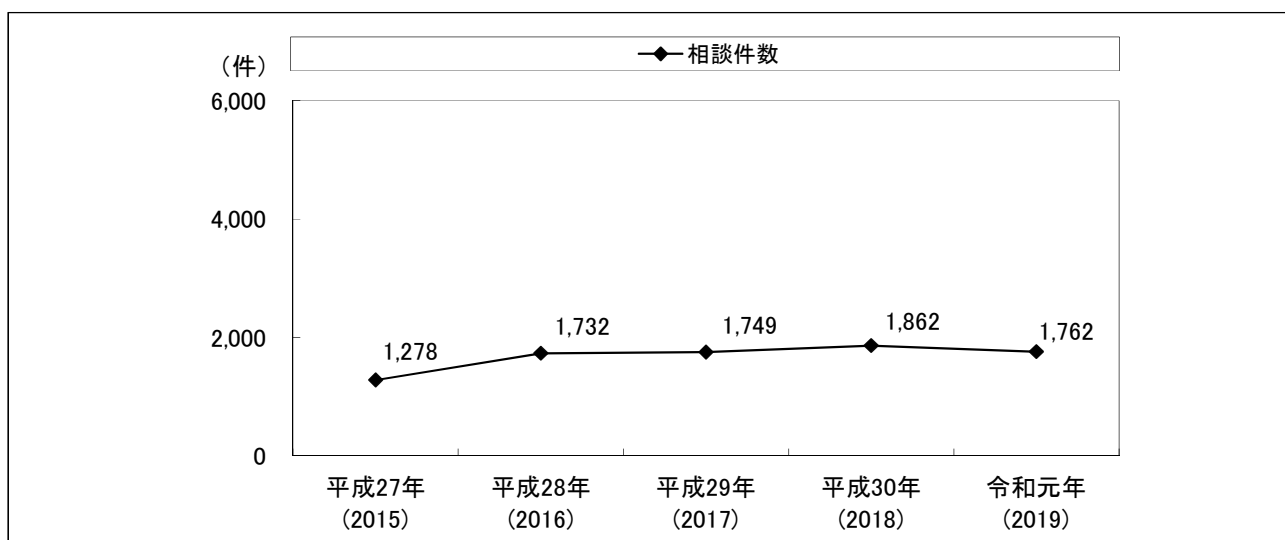
幼児教育研究所の相談件数は増加を続け、平成30年度（2018年度）末時点で1,862件と最も高くなるものの、令和元年度（2019年度）末現在では1,762件とやや減少しています。

【幼児教育研究所 相談件数の推移】

(単位: 件)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	増減数 (R1-H29)	増減率 (R1/H29)
相談件数	1,278	1,732	1,749	1,862	1,762	13	1.0倍

資料: 幼児教育研究所 (各年度末現在)

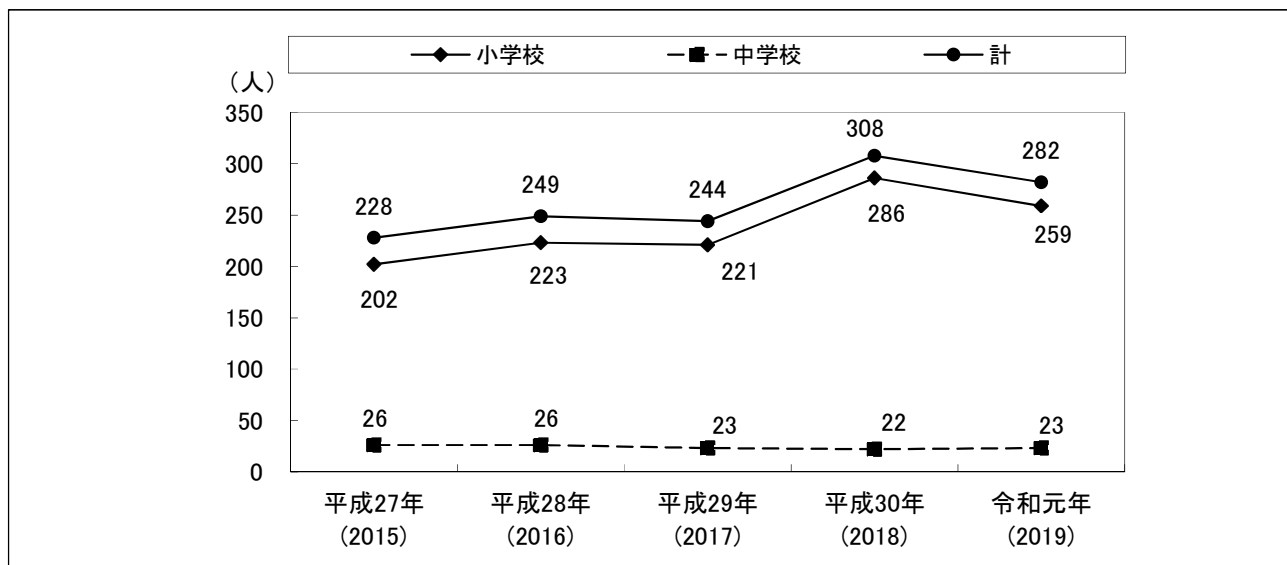


【通級指導教室 利用者数の推移】

(単位: 人)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	増減数 (R1-H29)	増減率 (R1/H29)
計	228	249	244	308	282	38	1.2倍
小学校	202	223	221	286	259	38	1.2倍
中学校	26	26	23	22	23	0	1.0倍

資料: 学校教育課 (各年度末現在)



(6) 難病患者の状況

特定疾患医療受給者証所持者数は平成 29 年度（2017 年度）末時点で減少するものの、平成 30 年度（2018 年度）から増加傾向にあり、令和元年度（2019 年度）末現在で 2,242 人となっています。

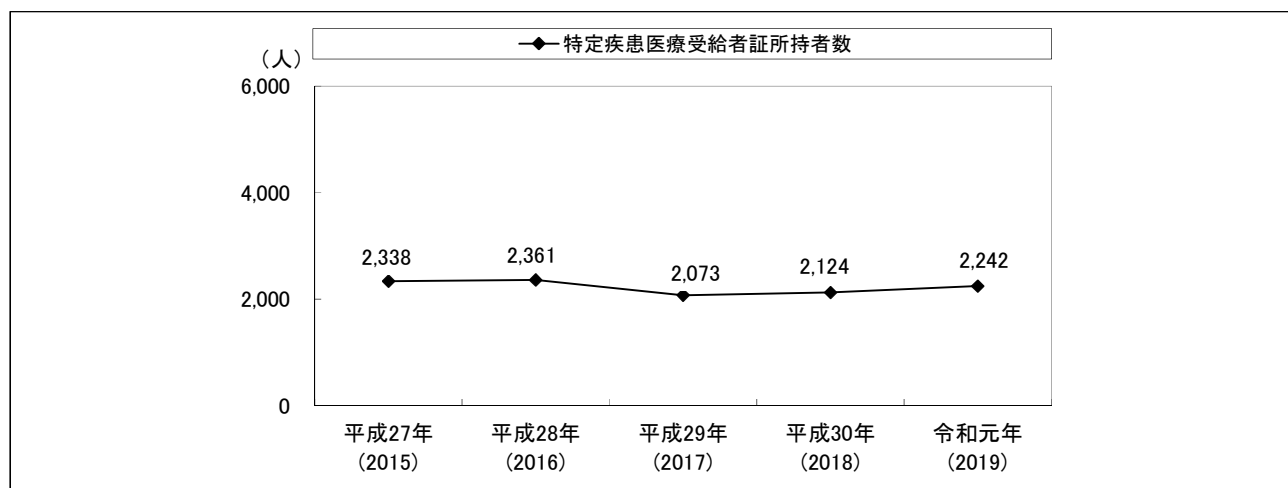
令和元年度（2019 年度）末現在の疾病群別内訳をみると、神経・筋疾患（604 人）や消化器系疾患（497 人）をはじめ、多岐にわたっています。疾病別にみると、パーキンソン病関連疾患（299 人）や潰瘍性大腸炎（286 人）などが多くなっています。

【特定疾患医療受給者証所持者数の推移】

(単位:人)

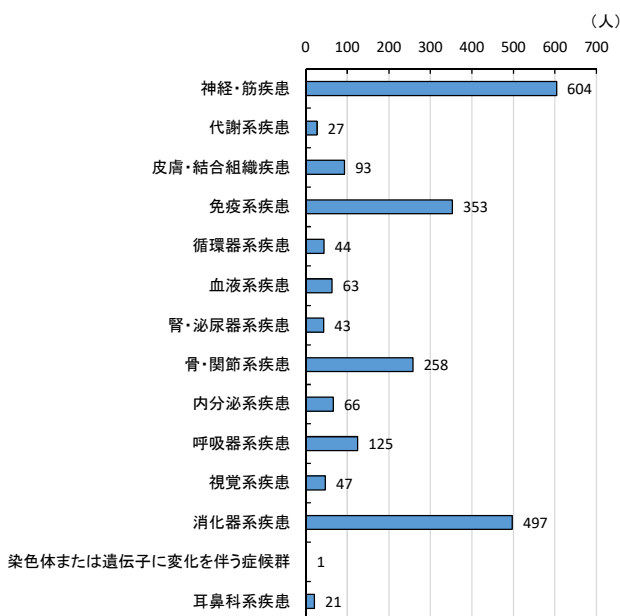
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	増減数 (R1-H29)	増減率 (R1/H29)
特定疾患医療受給者証所持者数	2,338	2,361	2,073	2,124	2,242	169	1.1倍

資料:健康推進課(各年度末現在)



【特定疾患医療受給者証所持者の内訳（令和元年度（2019 年度））】

疾患群	人数(人)	構成比
神経・筋疾患	604	26.9%
代謝系疾患	27	1.2%
皮膚・結合組織疾患	93	4.1%
免疫系疾患	353	15.7%
循環器系疾患	44	2.0%
血液系疾患	63	2.8%
腎・泌尿器系疾患	43	1.9%
骨・関節系疾患	258	11.5%
内分泌系疾患	66	2.9%
呼吸器系疾患	125	5.6%
視覚系疾患	47	2.1%
消化器系疾患	497	22.2%
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	0.0%
耳鼻科系疾患	21	0.9%
合 計	2,242	100.0%



資料:健康推進課(年度末現在)

疾病名	疾患群	人数(人)
パーキンソン病関連疾患	神経・筋疾患	299
潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	286
後縦靭帯骨化病	骨・関節系疾患	155
クローン病	消化器系疾患	138
全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	126

3. 指定障害福祉サービス事業所等の状況

障害福祉サービスの提供体制の基盤となる、市内の指定障害福祉サービス事業所等の状況は、以下のとおりです。

No.	サービス名	地区	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	計
1	居宅介護	事業所数	4	12	4	12	5	6	3	3	1	8	1	59
2	重度訪問介護	事業所数	4	11	3	9	4	2	3	3	1	6	1	47
3	同行援護	事業所数	2	7	3	7	4	0	0	0	1	3	1	28
4	行動援護	事業所数	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	3
5	重度障害者等包括支援	事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	生活介護	定員数	0	41	0	0	30	128	160	200	140	87	135	921
7	療養介護	定員数	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0	0	150
8	短期入所	定員数	6	3	0	0	0	9	8	12	6	0	7	51
9	自立訓練(機能)	定員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	自立訓練(生活)	定員数	16	15	0	0	0	6	0	0	0	0	0	37
11	宿泊型自立訓練	定員数	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	20
12	就労移行支援	定員数	20	70	0	0	20	0	0	0	0	0	6	116
13	就労継続支援 A 型	定員数	70	190	19	20	49	75	10	0	52	80	0	565
14	就労継続支援 B 型	定員数	50	200	40	40	70	40	60	80	50	25	88	743
15	就労定着支援	事業所数	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
16	共同生活援助	定員数	22	64	0	39	26	43	11	21	49	79	38	392
17	施設入所支援	定員数	0	0	0	0	0	70	120	204	50	0	75	519
18	自立生活援助	事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
19	計画相談支援	事業所数	3	7	0	4	2	2	2	2	2	5	2	31
20	地域移行支援	事業所数	2	4	0	3	1	1	0	1	1	3	1	17
21	地域定着支援	事業所数	2	4	0	3	1	1	0	1	1	3	1	17
22	児童発達支援	定員数	10	30	0	20	10	50	10	20	0	30	10	190
23	放課後等デイサービス	定員数	60	40	30	40	40	50	20	10	10	35	45	380
24	医療型児童発達支援	定員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	保育所等訪問支援	事業所数	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
26	居宅訪問型児童発達支援	事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	障害児相談支援	事業所数	2	2	0	2	3	2	1	2	2	5	1	22
事業所数			20	50	11	40	21	16	9	13	9	35	8	232
定員数			254	653	89	159	245	491	399	697	357	336	404	4,084

※事業所数・定員数：R2.3.31 現在

※地区は、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の日常生活圏域の考え方に準じています。

4. 指定障害福祉サービス事業所実態調査結果の概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

令和2年度に策定される第6期久留米市障害福祉計画及び第2期久留米市障害児福祉計画に記載するサービス量推計を確定するための基礎資料とし、また、久留米市の障害福祉・障害児福祉サービスの実態に即した提供状況、課題、解決策を明らかにするために用いる。

② 調査設計

提供される障害福祉サービス種によって6種類の調査票を使用し、Eメールにて調査票データを配布した。調査票6種については下記の通りである。

- ・居宅系サービス事業所用調査票
- ・通所系サービス事業所用調査票
- ・入所系サービス事業所用調査票
- ・グループホーム用調査票
- ・相談支援事業所用調査票
- ・障害者基幹相談支援センター用調査票

③ 調査期間

令和2年（2020年）8月31日（月）～9月18日（金）

④ 調査対象事業所

調査票種	発送数	回収数	回収率
居宅系サービス事業所用調査票	59	40	67.8
通所系サービス事業所用調査票	113	87	77.0
入所系サービス事業所用調査票	15	11	73.3
グループホーム用調査票	38	29	76.3
相談支援事業所用調査票	33	24	72.7
障害者基幹相談支援センター用調査票	4	4	100.0
計	262	195	74.4

⑤ 調査結果利用上の注意

- ・集計は小数第二位を四捨五入しているため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。
- ・回答が複数になる場合、その回答比率の合計は原則として100%を超える。
- ・表、グラフに示す選択肢は、スペースの関係で文言を短縮又は簡略して表記している場合がある。
- ・グラフとして示したものの中には、「無回答」を省略した部分がある。
- ・数表、図表、文中に示すNは、比率計算上の基数（標本数）である。数表で、分析項目によっては対象者が限定されるため、全体の標本数と一致しないことがある。
- ・文中の選択肢の表記は「」で行い、選択肢のうち2つ以上のものを合計して表す場合は『』とした。

(2) 主要な調査結果

① 相談支援をしていて感じる障害福祉サービスの過不足感

相談支援事業所と障害者基幹相談支援センターに共通して、相談支援を行っていて感じる障害福祉サービスの過不足感を尋ねた。

事業所種全体（n=28）では、サービスの過不足感で『不足』が高いのは「計画相談支援」が67.9%で最も高く、次いで「行動援護」、「福祉型短期入所」、「医療型短期入所」、「障害児相談支援」が50.0%となっている。

	サービスの過不足感				その理由									
	全体	①『適当過剰』	②『不足』	不明	全体	待機者が多いから	人材が不足しているから	事業物件の確保が難しいから	将来的に利用者が増加する	相談者が少ないから	人材が過剰だから	将来的に利用者が減少する	その他	不明
身体介護	28 100.0	3 10.7	13 46.4	12 42.9	28 100.0	3 10.7	7 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 7.1	16 57.1
家事援助	28 100.0	3 10.7	13 46.4	12 42.9	28 100.0	3 10.7	8 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.6	16 57.1
通院用介助	28 100.0	4 14.3	10 35.7	14 50.0	28 100.0	2 7.1	5 17.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 10.7	18 64.3
重度訪問介護	28 100.0	4 14.3	11 39.3	13 46.4	28 100.0	0 0.0	7 25.0	1 3.6	0 0.0	2 7.1	0 0.0	0 0.0	1 3.6	17 60.7
同行援護	28 100.0	5 17.9	9 32.1	14 50.0	28 100.0	0 0.0	6 21.4	0 0.0	0 0.0	1 3.6	0 0.0	0 0.0	2 7.1	19 67.9
行動援護	28 100.0	2 7.1	14 50.0	12 42.9	28 100.0	0 0.0	11 39.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.6	16 57.1
生活介護	28 100.0	7 25.0	7 25.0	14 50.0	28 100.0	1 3.6	1 3.6	1 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 17.9	20 71.4
自立訓練（機能訓練）	28 100.0	6 21.4	7 25.0	15 53.6	28 100.0	0 0.0	0 0.0	2 7.1	1 3.6	2 7.1	0 0.0	1 3.6	3 10.7	19 67.9
自立訓練（生活訓練）	28 100.0	10 35.7	4 14.3	14 50.0	28 100.0	0 0.0	0 0.0	2 7.1	0 0.0	1 3.6	0 0.0	1 3.6	3 10.7	21 75.0
就労移行支援	28 100.0	10 35.7	4 14.3	14 50.0	28 100.0	0 0.0	1 3.6	2 7.1	0 0.0	1 3.6	0 0.0	0 0.0	2 7.1	22 78.6
就労継続支援 A 型	28 100.0	14 50.0	4 14.3	10 35.7	28 100.0	0 0.0	1 3.6	1 3.6	1 3.6	0 0.0	0 0.0	1 3.6	4 14.3	20 71.4
就労継続支援 B 型	28 100.0	13 46.4	3 10.7	12 42.9	28 100.0	0 0.0	1 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.6	4 14.3	22 78.6
就労定着支援	28 100.0	9 32.1	4 14.3	15 53.6	28 100.0	0 0.0	1 3.6	0 0.0	0 0.0	1 3.6	0 0.0	0 0.0	3 10.7	23 82.1
児童発達支援	28 100.0	5 17.9	7 25.0	16 57.1	28 100.0	0 0.0	3 10.7	1 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 14.3	20 71.4

	サービスの過不足感				その理由									
	全 体	①『適 当 過 剩』	②『不 足』	不 明	全 体	待 機 者 が 多 い か ら	人 材 が 不 足 し て い る か ら	事 業 物 件 の 確 保 が 難 し い か ら	将 来 的 に 利 用 者 が 増 加 す る	相 談 者 が 少 な い か ら	人 材 が 過 剰 だ か ら	将 来 的 に 利 用 者 が 減 少 す る	そ の 他	不 明
放課後等デイサ ービス	28 100.0	5 17.9	10 35.7	13 46.4	28 100.0	3 10.7	1 3.6	1 3.6	1 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 17.9	17 60.7
保育所等訪問 支援	28 100.0	3 10.7	12 42.9	13 46.4	28 100.0	4 14.3	3 10.7	0 0.0	1 3.6	2 7.1	0 0.0	0 0.0	2 7.1	16 57.1
居宅訪問型児 童発達支援	28 100.0	5 17.9	8 28.6	15 53.6	28 100.0	0 0.0	2 7.1	1 3.6	0 0.0	2 7.1	0 0.0	0 0.0	3 10.7	20 71.4
医療型児童発 達支援	28 100.0	5 17.9	8 28.6	15 53.6	28 100.0	0 0.0	1 3.6	3 10.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 10.7	21 75.0
療養介護	28 100.0	2 7.1	12 42.9	14 50.0	28 100.0	1 3.6	1 3.6	4 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 10.7	19 67.9
福祉型短期入 所	28 100.0	2 7.1	14 50.0	12 42.9	28 100.0	3 10.7	0 0.0	2 7.1	1 3.6	1 3.6	0 0.0	0 0.0	3 10.7	18 64.3
医療型短期入 所	28 100.0	2 7.1	14 50.0	12 42.9	28 100.0	4 14.3	0 0.0	2 7.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 14.3	18 64.3
自立生活援助	28 100.0	5 17.9	10 35.7	13 46.4	28 100.0	0 0.0	0 0.0	1 3.6	2 7.1	1 3.6	0 0.0	0 0.0	3 10.7	21 75.0
共同生活援助	28 100.0	4 14.3	11 39.3	13 46.4	28 100.0	3 10.7	1 3.6	1 3.6	1 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 7.1	20 71.4
施設入所支援	28 100.0	2 7.1	15 53.6	11 39.3	28 100.0	3 10.7	0 0.0	3 10.7	2 7.1	0 0.0	0 0.0	1 3.6	3 10.7	16 57.1
地域移行支援	28 100.0	6 21.4	7 25.0	15 53.6	28 100.0	1 3.6	1 3.6	0 0.0	1 3.6	1 3.6	0 0.0	0 0.0	4 14.3	20 71.4
地域定着支援	28 100.0	5 17.9	8 28.6	15 53.6	28 100.0	1 3.6	3 10.7	0 0.0	1 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 10.7	20 71.4
計画相談支援	28 100.0	2 7.1	19 67.9	7 25.0	28 100.0	7 25.0	8 28.6	0 0.0	1 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.6	11 39.3
障害児相談支 援	28 100.0	3 10.7	14 50.0	11 39.3	28 100.0	6 21.4	5 17.9	0 0.0	1 3.6	1 3.6	0 0.0	0 0.0	1 3.6	14 50.0

※上段:事業所数、下段:比率(%)